

申 請

平成 23 年 10 月 14 日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
野田 佳彦 殿

神奈川県知事  
黒岩 裕司

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に  
基づく平成 23 年 6 月 27 日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

愛川町及び清川村において産出された茶（秋冬番茶以降）

解除を申請する理由：別紙参照

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

## 1 出荷制限を解除する範囲

愛川町及び清川村で産出される秋冬番茶以降の茶

## 2 現在までの検査結果

品 目	地 点	検査日	測定結果
			放射性セシウム (Bq/kg)
一番茶 (生葉)	愛川町①	5/13	6 7 0
	清川村①		7 4 0
秋冬番茶 (荒茶)	愛川町①	10/12	1 7 4
	愛川町②		2 3 0
	愛川町③		1 7 4
	清川村①		2 2 9
	清川村②		2 3 0
	清川村③		2 5 0

## (\*1) 検査地点の選定方法

- ・愛川町については、新興産地のため栽培面積が少なく、ほとんどが町の中中部地区に点在しており、一部、北部地区にも茶園がある。その中から偏りが出ないように選定。茶園は東南斜面・南斜面となっている。
- ・清川村については、村の東側を走っている県道の近くを流れている小鮎川沿いに、厚木市境から清川村役場までの部分を中心に茶園が点在しており、その中から偏りが出ないように選定。茶園は東斜面・南斜面となっている。

## (\*2) 一番茶(荒茶)の検査について

- ・愛川町及び清川村では一番茶(生葉)で暫定規制値を上回る値であったため、ほとんどが生葉の段階で処分された。また、茶業センターに荒茶が0.4t出荷されたが、すでに他産地の茶葉と混合されていたため、荒茶の検査は実施していない。

## 3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、各町村内で3か所以上の地点においてモニタリング検査を実施し、公表する。

## 4 解除後の出荷管理

各荒茶工場及び株式会社神奈川県農協茶業センター等出荷団体に対し、出荷先の捕捉を可能とするため、入荷先及び販売先等の記録の保存を求める。

( 別 紙 )

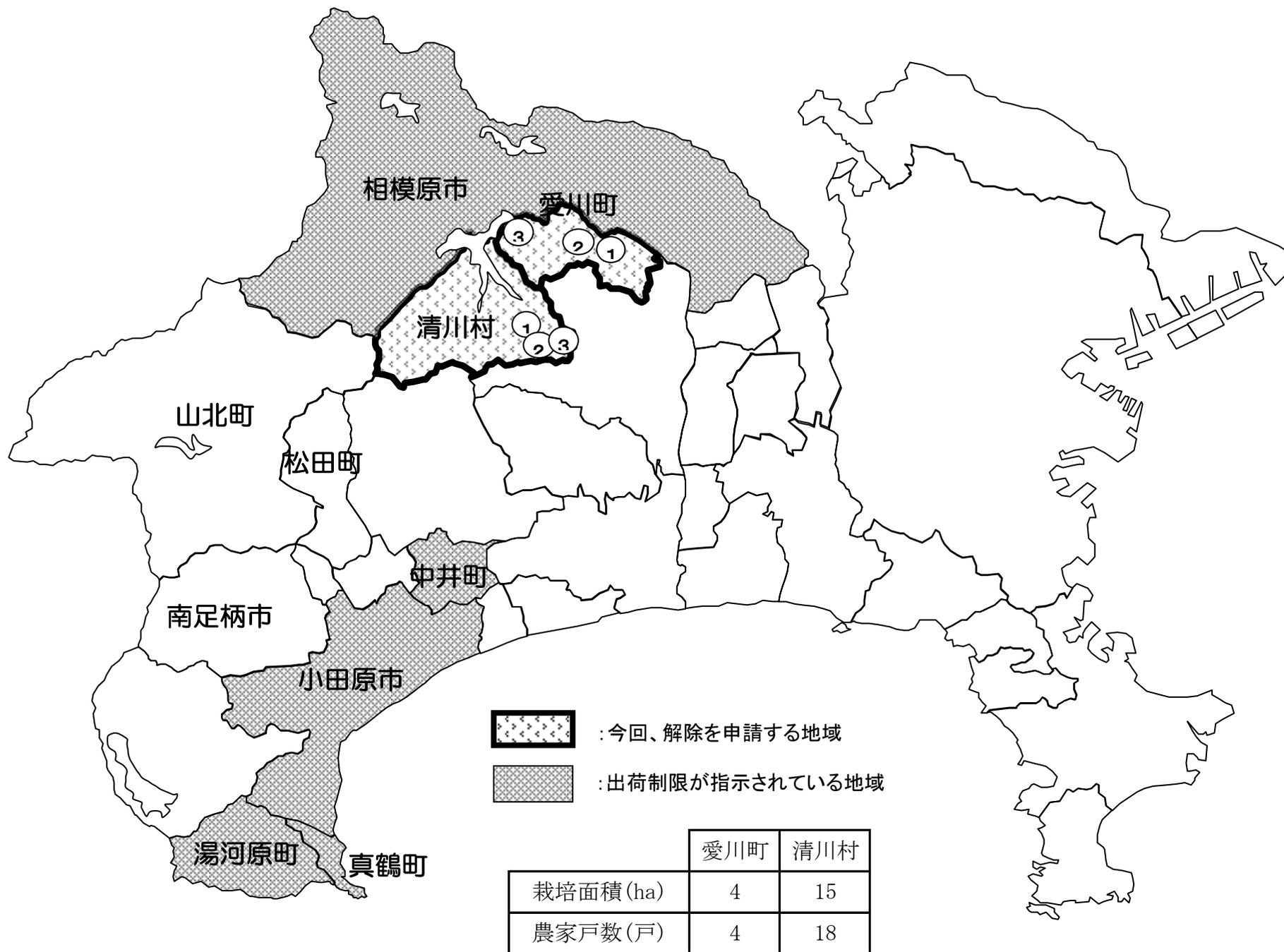
また、愛川町及び清川村で産出された本年産茶（一番茶）、また、小田原市、相模原市、中井町、真鶴町、湯河原町で産出された本年産茶については引き続き流通させないよう、該当町村、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施するとともに、流通させる荒茶には、市町村名等の表示の徹底を図る。

なお、愛川町及び清川村の一番茶の茶葉は、ほとんどが生葉の段階で処分されており、一部が清川村内にある荒茶工場一か所で荒茶加工されたが、全て生産者が引き取って処分し、工場内には残っていない。

#### 5 解除後のモニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

暫定規制値を超える結果が出た場合、該当地域の「茶」について、すみやかに出荷自粛を要請する。

[神奈川県における茶の出荷制限状況]



栽培面積：H18年神奈川農林水産統計年報より  
 農家戸数：2010年農林業センサスより